

「神戸市立体育施設条例施行規則の一部改正」について（概要）

1. 改正の趣旨

- (1) 神戸市立体育施設条例施行規則第5条で規定している使用料の後納について、後納することができる特別の理由のあるときとして神戸市地域サービス情報システムを利用して許可を受ける場合を加える。
- (2) 神戸市立体育施設条例施行規則第8条で規定している個人使用について、令和4年7月供用開始予定の神戸市立磯上体育館においても適用するため。

2. 改正案の概要

- (1) 第5条の文言の追加
体育施設の利用者が神戸市地域サービス情報システムを利用して使用の許可を受ける場合については、使用料を後納することができる文言の追加。
- (2) 第8条の文言の追加
個人使用について、令和4年7月供用開始予定の磯上体育館に関する文言を追加する。

3. 施行予定日

令和4年7月頃